

高田体育館管理業務委託仕様書

1. 業務名称 高田体育館管理業務
2. 対象施設 高田体育館及び体育館付帯施設
3. 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
4. 業務場所 みやま市高田町岩津 335 番地(電話 0944-22-3301)
5. 管理人の数 1 人
6. 業務時間
 - ① 平日 午後 5 時から午後 10 時まで
 - ② 土、日、祝日 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
7. 休館日
 - ① 毎月第 4 月曜日(第 4 月曜日が祝日の場合は次の平日)
 - ② 12 月 28 日から 1 月 4 日まで
8. 業務の内容
 - (1) 施設の管理業務
 - ① 施設の開館
 - (ア) 体育館玄関の開錠、事務所受付窓口の開錠。
 - (イ) 午前の勤務者は 8 時 30 分までに、午後の勤務者は 5 時までに出勤し、業務の準備を行う。
 - ② 受付申請書等の準備、確認。
 - ③ 当日の施設予約状況等の確認。
 - ④ みやま市公共施設予約システムの運用(受付済予約のシステム入力作業)
 - ⑤ 利用予約施設の開錠。
 - ⑥ 各室の照明器具、空調機の運転操作。
 - ⑦ 利用者に対する適切な利用の指導。
 - ⑧ 郵便物、宅配物等の受け取り。
 - ⑨ 電話応対、社会教育課との連絡、調整。
 - ⑩ 施設管理日誌の記入。
 - ⑪ 施設の閉館、施設各所の施錠、消灯、空調機の停止、火気の始末の確認。
 - (2) 利用の受付、使用料の徴収及び収納業務
 - ① 利用者(団体)に受付簿に必要事項を記入してもらい、使用させる。
※ 平日の 8 時 30 分から午後 7 時までは、高田中学校の授業及び部活動の専用利用としている。
 - ② 即時利用と利用予約の受付
 - (ア) 即時利用の受付
 - ・ 施設の利用状況を確認し、利用の可否を確認する。
 - ・ 利用申請書を記入してもらい、使用料金を計算して徴収し、領収書を発行する。
 - ・ 必要な用具を貸し出し、照明を点灯する。
 - (イ) 利用予約の受付(高田体育館及び付帯施設分のみ)
 - ・ 施設の予約状況を確認し、予約の可否を確認する。
 - ・ 利用申請書を記入してもらい、使用料金を計算して徴収し、領収書を発行する。
 - ・ 高田体育館施設使用予定台帳に予約を記入する。
 - ・ 高田 B&G 海洋センターに連絡し、高田体育館施設使用予定台帳に予約の記入を依頼する。
9. 使用料金の計算収納業務
 - ① 勤務日ごとに徴収した現金について、管理対象施設ごとに申請書、領収書の金額と合致するかを確認し、使用料計算書に記入する。
 - ② 収納金受払簿に収納ごとに記帳し、関係書類とともに最低 5 年間は管理、保存を行う。

- ③ 料金収納について、収納事務を厳正に遂行するために、受託者は以下の点に留意すること。
- ・ 地方自治法施行令第 158 条第 1 項に基づく使用料の徴収であること。
 - ・ 受託者は徴収事務を行う担当者リストを作成し、委託者に報告すること。担当者に変更がある場合は、速やかに報告すること。(みやま市財務規則第 45 条第 2 項)
 - ・ 受託者は、委託者から交付された収納事務委託証(様式第 33 号)を徴収事務担当者に身に着けさせること。また、受託者は、徴収事務を行わなくなった担当者の委託証を委託者に速やかに返却すること。
 - ・ 受託者は週ごとに収入金をとりまとめ、別添の収入金計算書(様式第 23 号参照)を作成して委託者に提出すること。
 - ・ 受託者は、委託者から交付された納付書で収入金を指定金融機関に払い込むこと。(みやま市財務規則第 33 条第 4 項)

10. 活動人数集計表の作成及び提出業務

- ① 社会教育課が指定する様式に活動人数を取りまとめた集計表の作成を行う。
- ② 集計表については、1 か月ごとに社会教育課へ提出する。

11. 備品、用具の利用予約、貸し出し

(1) 高田体育館保管分

- ① 利用予約や貸し出しの可否を用具貸出帳で確認する。
- ② 備品貸出予定簿に必要事項を記入してもらう。
- ③ 貸し出しの前日までに備品、用具の点検、準備を行う。
- ④ 備品、用具の返却時に確認、整理を行う。
- ⑤ 利用者がどんな用具の貸し出しを求めているのか分からないときは、職員に確認する。

(2) 他の施設保管分

- ① 保管施設にその場で電話確認し、利用者に空き状況を伝える。
- ② 利用者が保管施設で利用予約し、貸し出しを受けるように案内する。
- ③ 瀬高 B&G 海洋センター、高田 B&G 海洋センター、山川体育センターが保管するニュースポーツ用具の貸出し申請があった場合は、その場で当該施設に電話予約し、利用者に直接借りに行くよう伝えること。